

★「農地法の適用を受けない土地の証明」(非農地証明書)の申請について

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が森林のようになっているもので、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

通常は、法務局での地目変更に使用します。

☆非農地証明の対象について

既存の森林と一体となって既に森林のようになってしまう、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、農地として利用することができない場合(下記の(1)(2)を除く)

- (1) 集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地、耕作している農地内に存在する耕作放棄地、農地転用許可済み土地
- (2) 比較的容易に耕作を再開できる場合や、農地転用の手続きを取らずに転用が行われている場合

☆申請に必要な書類

- | | |
|----------------------|----|
| 1 申請書(非農地証明書交付申請書) | 1部 |
| 2 土地登記事項証明書(全部事項証明書) | 1部 |
| 3 公図 | 1部 |
| 4 位置図 | 1部 |
| 5 住民票(申請人住所が市外の場合) | 1部 |
| 6 戸籍 | 1部 |
- (登記所有者が死亡されている場合は、申請人が相続人であることがわかる戸籍)
- 7 その他必要な書類(必要に応じて写真等)

☆証明申請の締切

原則毎月15日、(休みの場合は前日、12月は10日)

※締め切り日は早まる場合があります。(月によって変わります)

☆証明書の発行

申請書が提出されますと、農業委員会委員及び事務局職員により現地調査を行い、農業委員会での審議の後、発行となりますので、申請状況により申請から発行までに要する期間は異なります。通常は申請月の翌々月以降の発行になります。(3カ月程度かかります。)

発行後は、法務局にて地目変更登記を行なってください。

☆申請地が下記の事項に該当する場合は、影響が生じますので、事前にご確認ください。

確認事項	確認先
土地改良区・水利組合等の区域の土地であるか否か →非農地の決定により決済金、管理費等の支払いが必要になる場合があります。	各土地改良区事務局
相続税・贈与税の納税猶予の特例を受けている土地であるか否か →該当する場合、非農地の決定により国税の支払い義務が生じます。	農業委員会事務局
農業者年金の経営移譲年金に係る特定処分対象農地に該当するか否か →該当する場合、非農地の決定により経営移譲年金が支給停止となります。	農業委員会事務局
農業振興地域内農用地区域の土地であるか否か →非農地の決定により、当該区域からの除外を審議会で協議します。	農政課

○佐久市農業委員会事務局 佐久市中込 3056 (市役所内) 電話：0267-62-3518 (直通)